審　　査　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：火薬類取締法

根　拠　条　項：第１７条第８項

処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付

原権者（委任先）：福井県公安委員会

法 令 の 定 め：

火薬類取締法第１７条第８項（譲渡許可証等の再交付の申請）

〃　　第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則）

火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬）

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第７条第１項（譲渡許可証等の再交付の申請）

〃　　第１３条（申請及び届出の手続）

審　査　基　準：

標 準 処 理 期 間：１日

申　　請　　先：申請者の住所地を管轄する警察署生活安全課(係)

問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係
電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）

備　　考：